

令和8年度 大阪市水道・水質管理計画



大阪市水道局
Osaka Municipal Waterworks Bureau

目次

大阪市水道・水質管理計画	1
1. はじめに	1
2. 大阪市水道・水質管理計画の構成	1
3. 大阪市の水道水質を取り巻く現況	2
(1) 水源	2
(2) 浄水場及び水道原水	2
(3) 浄水処理方法	3
(4) 配水施設	4
4. 水質検査・試験の精度及び信頼性保証	4
(1) 水質測定に必要な測定精度の確保	4
(2) 水質検査結果の信頼性の確保	5
5. 水質検査及び水質試験方法	5
(1) 水質基準項目	5
(2) 水質管理目標設定項目	5
(3) その他項目	5
6. 関係者との連携	5
(1) 水道水の安全性を守るための関係者との連携	5
7. 水質測定項目と測定回数	6
(1) 水質基準項目	6
(2) 水質管理目標設定項目	7
(3) その他の水質項目	10
8. 施行日	11
第1編 水質検査計画	12
1. 目的	12
2. 基本方針	12
(1) 毎日検査	12
(2) 水質基準に関する検査	12

3. 検査項目	13
(1) 毎日検査	13
(2) 水質基準に関する検査	13
4. 検査回数	15
(1) 毎日検査	15
(2) 水質基準に関する検査	15
5. 採水場所	17
(1) 毎日検査	17
(2) 水質基準に関する検査	19
6. 検査方法	21
(1) 毎日検査	21
(2) 水質基準に関する検査	21
7. 臨時の水質検査	21
8. 検査の実施	21
9. 検査の結果の評価と公表	22
第2編 浄水場水質管理計画	23
1. 目的	23
2. 基本方針	23
3. 浄水場水質管理計画における試験項目等	23
(1) 採水地点	23
(2) 水質試験項目	24
(3) 試験方法	29
(4) 水質試験頻度	29
4. 試験結果の評価	32
5. 臨時の水質試験	32
6. 試験結果の浄水処理への反映	32
7. 結果の公表	32
第3編 水源水質監視計画	33
1. 目的	33

2. 基本方針	33
3. 水源水質監視計画における調査地点	33
4. 水源水質監視計画における監視項目の選定等	35
(1) 琵琶湖調査	35
1) 監視項目の選定	35
2) 調査頻度	35
3) 調査地点	35
(2) 淀川本川調査	35
1) 監視項目の選定	35
2) 調査頻度	35
3) 調査地点	35
(3) 淀川支川調査	35
1) 監視項目の選定	35
2) 調査頻度	36
3) 調査地点	36
(4) 事業所排水調査	36
1) 監視項目の選定	36
2) 調査頻度	36
3) 調査地点	36
5. 各水源調査における年間予定、試験項目及び調査頻度	36
6. 水源水質事故への対応	40
(1) 突発的水源水質事故への対応	40
(2) 基準値超過時の対応	40
7. 結果の公表	40

大阪市水道・水質管理計画

1. はじめに

本計画は、水源から浄水場を経て給水栓に至る総合的な水質管理に関する実施計画をまとめたものです。水道水の安全性を保つためには、水源から給水栓に至るまでの様々な過程で、その過程に応じた適切な水質測定を実施し、安全性が確保されていることを確認する必要があります。そこで、本計画においては、水質項目毎の各過程での水質変動の特徴を考慮し、全過程にわたる総合的な水質測定項目や採水場所、測定回数を定めるとともに、水質異常時等の臨時検査の実施要件を定めています。

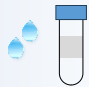


なお、本計画は水道法施行規則第 15 条第 6 項において各水道事業者が策定することとされている「水質検査計画」を含むものとなっています。

2. 大阪市水道・水質管理計画の構成

本計画は、水源から給水栓に至るまでの水質試験、水質検査について総合的に定めた計画であり、水質検査計画、浄水場水質管理計画、水源水質監視計画から構成されます。これまで参考資料に掲載していた詳細な水質検査結果については、「大阪市水道局水質管理研究センター調査研究ならびに試験成績」に掲載しております。

なお、水質調査計画については、令和 7 年度まで本計画に含めていましたが、調査研究の重要性を鑑み、複数年度にまたがる調査研究に係る内容等をより充実させるため、新たに「水質調査研究計画」として独立して策定し、現時点の課題に加え、水質管理上今後脅威となる課題の調査研究に取り組むこととしました。

大阪市水道・水質管理計画を構成する個別計画

大阪市水道・水質管理計画	水質検査計画 	大阪市域全域に給水される水道水が水道法第 4 条に基づく水質基準を満たし、もって水道水が安全であることを確認する。 (水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づく検査計画)
	浄水場水質管理計画 	浄水場において浄水処理された水道水の安全性を確認するとともに、浄水処理の各工程に必要な処理効果・効率を維持していることを確認し、もって浄水処理効果・効率の長期的な改善に寄与する。
	水源水質監視計画 	水源の水質を監視し、水道原水の現況を把握するとともに、将来の水源水質の動向予測に寄与する。

3. 大阪市の水道水質を取り巻く現況

(1) 水源

- ・ 大阪市が水源とする淀川は、わが国最大の湖である琵琶湖から発する宇治川と、木津川、桂川というそれぞれ特性をもつ3つの川が合流した、わが国では比較的流況の安定した河川です。
- ・ 上・中流部に京都市をはじめとする大都市が多数存在しており、人為的活動に起因して発生した生活排水及び産業排水は下水処理場で処理されます。また一部が直接淀川またはその支川に放流された後、下流部で取水され、利用されるという水の循環システムが形成されています。
- ・ 淀川水質は、かつて各種の排水により汚染されていましたが、近年では、下水道の普及等水質保全施策の進捗により改善の兆候が認められています（図1-1）。

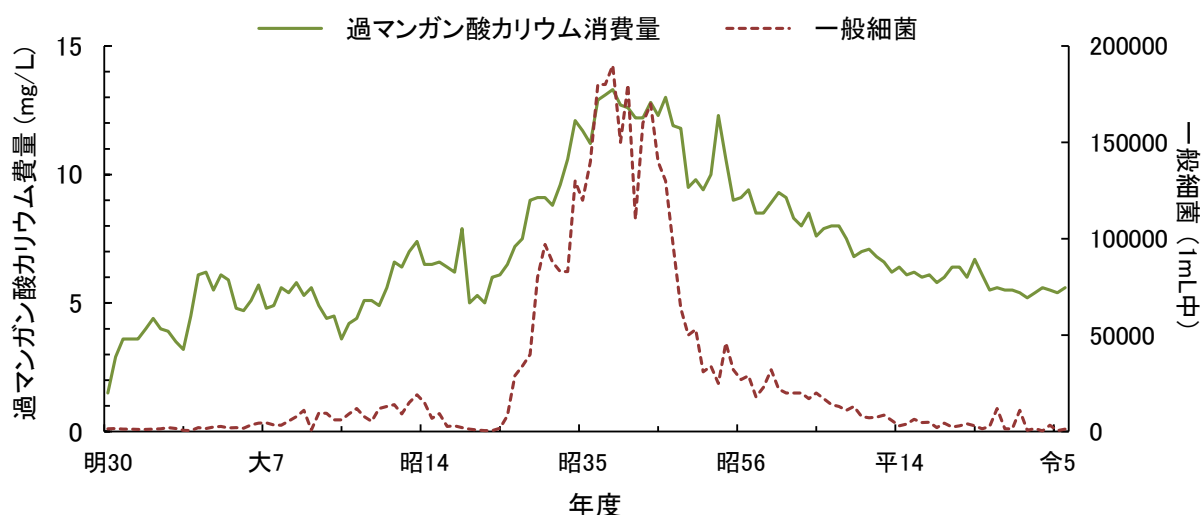


図 1-1 柴島浄水場原水水質の変遷

- ・ 淀川総水量の約 70%を占める琵琶湖では、COD（化学的酸素要求量）、総窒素、総リン（琵琶湖北湖を除く）等の環境基準が達成されておらず、富栄養化現象であるプランクトンの異常増殖（水の華）やかび臭が発生しています。
- ・ 水源域内では多種多様な化学物質が使用されており、その一部が淀川河川水中に混入し、極めて微量な濃度で検出される可能性があります。
- ・ 淀川水系の集水域は約 8,240 km²と広大であり、域内には水田等の広い耕作地及び数多くのゴルフ場が存在し、多種類の除草剤、殺虫剤、殺菌剤等の農薬が使用されています。

(2) 浄水場及び水道原水

- ・ 大阪市は柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場の3つの浄水場を有しており、全ての原水を淀川から取水しています。
- ・ 大阪市の3浄水場の原水水質は、基本的には(1)水源で示した特徴を示しますが、3浄水場の取水する位置関係から次のような特徴を併せ持ちます。

大阪市の浄水場

	柴島浄水場	庭窪浄水場	豊野浄水場
場所	大阪市東淀川区	大阪府守口市	大阪府寝屋川市
水源	淀川表流水	淀川表流水	淀川表流水
取水地点	東淀川区柴島3丁目及び摂津市一津屋地先の淀川右岸	守口市大日4丁目地先及び大庭町2丁目地先の淀川左岸	枚方市楠葉中之芝1丁目地先の淀川左岸
給水能力	118万m ³ /日	80万m ³ /日	45万m ³ /日
1日平均配水量 (令和5年度実績)	46.6万m ³ /日	41.6万m ³ /日	20.0万m ³ /日
原水水質の特徴	淀川下流部に位置する淀川大堰による滞水の影響を受ける。	桂川、宇治川、木津川及び淀川中流部で流入する支川の影響を受ける。	淀川上流部に位置する3川合流下流部で取水するため、木津川の影響を受ける。

(3) 浄水処理方法

- ・ 大阪市の3浄水場では、図1-2に示すように凝集沈澱・急速砂ろ過処理にオゾン・粒状活性炭処理を付加した高度浄水処理を採用しており、浄水処理能、浄水水質ともに3浄水場でほぼ同等です。
- ・ 有機フッ素化合物対策として、各浄水システムの粒状活性炭が5年で全て入れ替わるよう、毎年数池ずつ新炭への更新を行っています。
- ・ なお、大阪市水道局では、食品安全管理の国際規格であるISO22000の認証を平成20年12月27日に取得しています。

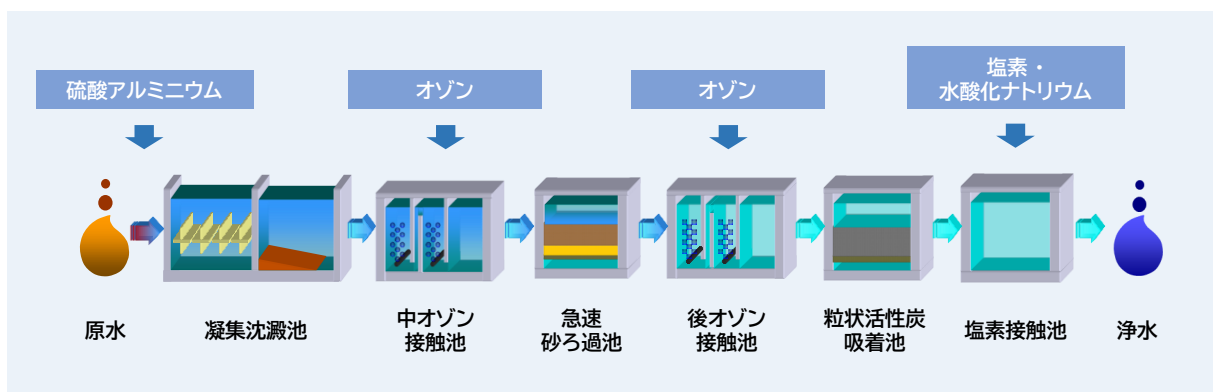


図1-2 高度浄水処理フロー図



(4) 配水施設

浄水処理された水は、柴島浄水場は浄水場構内配水池と大淀配水場、庭窪浄水場は異配水場と大淀配水場、豊野浄水場は城東配水場を経由して、給水区域である大阪市全域に配水されます。各配水系統の標準的な配水区域は図 1-3 に示す配水系統図のとおりです。ただし、この配水系統は浄水場や配水幹線の工事等によって変更する場合があります。

また、これら4つの配水系統の中に、地域の配水拠点となる二次配水場や、地盤の高い上町台地や配水末端部の水圧を確保するため加圧ポンプ場・設備が整備されています。

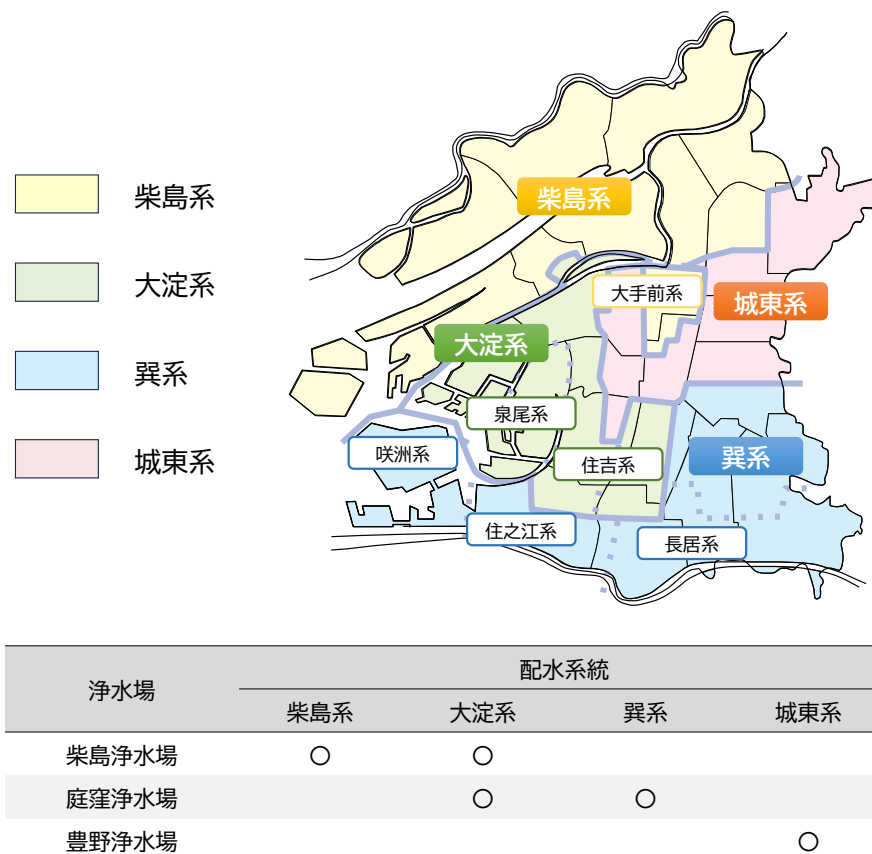


図 1-3 大阪市の配水系統図

4. 水質検査・試験の精度及び信頼性保証

水道水の安全性を確認するためには、正確かつ精度の高い水質検査・試験が必要不可欠となります。このため、大阪市水道局では水質測定にかかる測定精度や信頼性を確保するために次のような取り組みを行っています。

(1) 水質測定に必要な測定精度の確保

- ・ 測定方法及び測定機器の保守管理に関する標準作業手順書の整備
- ・ 水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに基づいた検査方法の妥当性評価
- ・ 外部精度管理への積極的な参加

- ・ 内部精度管理体制の充実
- ・ 測定技術に関する講習会等への参加

(2) 水質検査結果の信頼性の確保

- ・ 水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）に基づく水質検査結果の信頼性を保証するための品質管理システムの運用
- ・ 必要な測定記録等の保存

水道 GLP

公益社団法人日本水道協会が策定した、水質検査機関による水質検査が正確かつ適切に実施されていることを保証する仕組みで、右はその認定マークです。

大阪市では、平成 17 年 12 月 26 日に全国で初めて水道 GLP の認定を取得し、さらに令和 4 年 6 月 26 日付で 4 回目の更新認定を受けています。



JWWA-GLP001
水道 GLP 認定試験所



5. 水質検査及び水質試験方法

(1) 水質基準項目

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）」に基づき検査します。

(2) 水質管理目標設定項目

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号）」において示された検査方法に基づき試験します。

(3) その他項目

「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号）」や日本水道協会が発刊している上水試験方法等に基づき試験します。

6. 関係者との連携

(1) 水道水の安全性を守るための関係者との連携

- ・ 水源の保全、水源での水質異常への対応のため、国及び各府県の関係機関、琵琶湖淀川水系から取水する水道事業体、大学等の研究・調査機関等の間で、情報連絡、情報交換に関する連携を行います。

- ・ 大阪市の給水域において良質で安全な水道水を全ての給水栓に届けるため、大阪府、大阪市の関係機関と連携します。

7. 水質測定項目と測定回数

(1) 水質基準項目

水質基準項目の採水場所と年間測定回数は表1-1のとおりです。

表1-1 水質基準項目の年間測定回数

番号	水質基準項目	水質基準 厚生労働省令第101号 (平成15年5月30日)	水質検査計画		浄水場水質管理計画			水源水質 監視計画
			給水栓	浄水場 出口	浄水場 出口	処理 工程	原水	
1	一般細菌	1mL中集落数 100以下	12		52		12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12		52		12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		4*	4*		4	6
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		4*	4*		4	6
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4*	4*		4	6
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4		4		4	6
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4*	4*		4	6
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4		4		4	6
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12		12		12	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4		4		4	6
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12		12		12	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12		12		12	6
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		4*	4*		4	6
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		6*	6*		6	6
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		6*	6*		6	6
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		6*	6*		6	6
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		6*	6*		6	6
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		6*	6*		6	6
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		6*	6*		6	6
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS)及びペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA)	合算値として 0.00005mg/L以下		4*	4*		4	6
21	ベンゼン	0.01mg/L以下		6*	6*		6	6
22	塩素酸	0.6mg/L以下	12		12			
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	6		6			
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	6		6			
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	6		6			
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	6		6			
27	臭素酸	0.01mg/L以下	12		26		26	4
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	6		6			
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	6		6			
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	6		6			
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	6		6			
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	6		6			
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4		4		4	6
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4		12		4	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4		4		4	6

番号	水質基準項目	水質基準 厚生労働省令第101号 (平成15年5月30日)	水質検査計画		浄水場水質管理計画			水源水質 監視計画
			給水栓	浄水場 出口	浄水場 出口	処理 工程	原水	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	4		4		4	6
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4		4		4	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4		52	52	52	6
39	塩化物イオン	200mg/L 以下	12		12		12	12
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L 以下		4*	4*		4	
41	蒸発残留物	500mg/L 以下		4*	4*		4	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		4*	4*		4	6
43	ジエオスミン	0.00001mg/L 以下	発生時期に 月1回		発生時期に 月1回		発生時期に 月1回	12
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下						12
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		4*	4*		4	6
46	フェノール類	0.005mg/L 以下		4*	4*		4	6
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L 以下	12		241	52		12
48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	12		241	241	241	12
49	味	異常でないこと	12		241			
50	臭気	異常でないこと	12		241	241	241	12
51	色度	5度以下	365**		241	241	241	12
52	濁度	2度以下	365**		241	241	241	12

注1: ヘリウムガスの入手状況等により測定項目及び回数を見直す場合があります。

注2: *印の測定結果は両計画で共用します。**印の回数は水質遠隔監視装置による毎日検査の回数を示します。

注3: 原水の有機物及び処理工程の一部である凝集沈澱池処理水の有機物は、溶解性有機炭素として測定します。

(2) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目の採水場所と年間測定回数は表 1-2 のとおりです。このうち、水質管理目標設定項目の1つである農薬類は表 1-3 に示す 115 種類が定められており、これらの中から水道事業者が地域の状況を勘案して測定する農薬を選定することとされています。

表1-2 水質管理目標設定項目の年間測定回数

番号	水質管理目標設定項目	目標値 平成15年10月10日付 厚労省健康局長通知 (健発第1010004号)	水質検査計画		浄水場水質管理計画			水源水質 監視計画
			給水栓	浄水場 出口	浄水場 出口	処理 工程	原水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下			4		4	6
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下 (暫定)			4		4	6
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	4		4		4	6
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下			6		6	6
8	トルエン	0.4mg/L 以下			6		6	6
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下			1			6
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下						
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下						
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)	6		6			
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)	6		6			
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下			6		6	6
16	残留塩素	1mg/L 以下	365*		241			
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下			(4)		(4)	
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下	(4)		(52)	(52)	(52)	(6)
19	遊離炭酸	20mg/L 以下			4			
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下			6		6	6

21	メチル- t -ブチルエーテル	0.02mg/L 以下			6		6	6
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下			241	12	241	12
23	臭気強度 (TON)	3 以下			12			
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下			(4)		(4)	
25	濁度	1 度以下 (365*)			(241)	(241)	(241)	(12)
26	pH 値	7.5 程度	(12)		(241)	(241)	(241)	(12)
27	腐食性 (ランゲリア指数)	- 1 程度以上とし、極力 0 に近づける			4			
28	従属栄養細菌	1mL 中集落数 2000 以下 (暫定)	4		12			
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下			6		6	6
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下	(4)		(12)		(4)	

注 1 : ヘリウムガスの入手状況等により測定項目及び回数を見直す場合があります。

注 2 : () 内の回数は水質基準項目と重複しています。

注 3 : * 印の回数は、水質遠隔監視装置による毎日検査の回数を示します。

表1-3 水質管理目標設定項目に含まれる農薬類 115 種類の年間測定回数

番号	農薬類 115 種類 (水質管理目標設定項目 15) の対象農薬リスト	目標値 平成 15 年 10 月 10 日付 厚労省健康局長通知 (健発第 1010004 号)	水質検査計画		浄水場水質管理計画			水源水質 監視計画
			給水栓	浄水場 出口	浄水場 出口	処理 工程	原水	
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.06mg/L			6		6	6
2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08mg/L			6		6	6
3	2,4-D (2,4-PA)	0.02mg/L			6		6	6
4	EPN	0.004mg/L			6		6	6
5	MCPA	0.005mg/L			6		6	6
6	アシュラム	0.9mg/L			6		6	6
7	アセフェート	0.006mg/L			6		6	6
8	アトラジン	0.01mg/L			6		6	6
9	アニロホス	0.003mg/L			6		6	6
10	アミトラズ	0.006mg/L			6		6	4
11	アラクロール	0.03mg/L			6		6	6
12	イソキサチオン	0.005mg/L			6		6	6
13	イソフェンホス	0.001mg/L			6		6	6
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01mg/L			6		6	6
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3mg/L			6		6	6
16	イブフェンカルバゾン	0.002mg/L			6		6	6
17	イプロベンホス (IBP)	0.09mg/L			6		6	6
18	イミノクタジン	0.006mg/L			6		6	6
19	インダノファン	0.009mg/L			6		6	6
20	エスプロカルブ	0.03mg/L			6		6	6
21	エトフェンプロックス	0.08mg/L			6		6	6
22	エンドスルフアン (ベンゾエピン)	0.01mg/L			6		6	6
23	オキサジクロメホン	0.02mg/L			6		6	6
24	オキシ銅	0.03mg/L			6		6	6
25	オリサストロピン	0.1mg/L			6		6	6
26	カズサホス	0.0006mg/L			6		6	6
27	カフェンストロール	0.008mg/L			6		6	6
28	カルタップ	0.05mg/L			6		6	6
29	カルバリル (NAC)	0.02mg/L			6		6	6
30	カルボフラン	0.0003mg/L			6		6	6
31	キノクラミン (CAN)	0.005mg/L			6		6	6
32	キャプタン	0.3mg/L			6		6	6
33	クミルロン	0.03mg/L			6		6	6
34	グリホサート	2mg/L			6		6	6

番号	農薬類 115 種類 (水質管理目標設定項目 15) の対象農薬リスト	目標値 平成 15 年 10 月 10 日付 厚労省健康局長通知 (健発第 1010004 号)	水質検査計画		浄水場水質管理計画			水源水質 監視計画
			給水栓	浄水場 出口	浄水場 出口	処理 工程	原水	
35	グルホシネート	0.02mg/L			6		6	6
36	クロメプロップ	0.02mg/L			6		6	6
37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001mg/L			6		6	6
38	クロルピリホス	0.003mg/L			6		6	6
39	クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L			6		6	6
40	シアナジン	0.001mg/L			6		6	6
41	シアノホス (CYAP)	0.003mg/L			6		6	6
42	ジウロン (DCMU)	0.02mg/L			6		6	6
43	ジクロベニル (DBN)	0.03mg/L			6		6	6
44	ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L			6		6	6
45	ジクワット	0.01mg/L			6		6	6
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004mg/L			6		6	6
47	ジチオカルバメート系農薬*	0.005mg/L (二硫化硫黄として)			6		6	4
48	ジチオピル	0.009mg/L			6		6	6
49	シハロホップブチル	0.006mg/L			6		6	6
50	シマジン (CAT)	0.003mg/L			6		6	6
51	ジメタメトリン	0.02mg/L			6		6	6
52	ジメトエート	0.05mg/L			6		6	6
53	シメトリン	0.03mg/L			6		6	6
54	ダイアジノン	0.003mg/L			6		6	6
55	ダイムロン	0.8mg/L			6		6	6
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソ チオシアネート (MITC)	0.01mg/L			6		6	4
57	チアジニル	0.1mg/L			6		6	6
58	チウラム	0.02mg/L			6		6	6
59	チオジカルブ	0.08mg/L			6		6	6
60	チオファネートメチル	0.3mg/L			6		6	6
61	チオベンカルブ	0.02mg/L			6		6	6
62	テフリルトリオン	0.002mg/L			6		6	6
63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02mg/L			6		6	6
64	トリクロピル	0.006mg/L			6		6	6
65	トリクロルホン (DEP)	0.005mg/L			6		6	6
66	トリシクラゾール	0.1mg/L			6		6	6
67	トリフルラリン	0.06mg/L			6		6	6
68	ナプロバミド	0.03mg/L			6		6	6
69	バラコート	0.01mg/L			6		6	6
70	ピベロホス	0.0009mg/L			6		6	6
71	ピラクロニル	0.01mg/L			6		6	6
72	ピラゾキシフェン	0.004mg/L			6		6	6
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02mg/L			6		6	6
74	ピリダフェンチオン	0.002mg/L			6		6	6
75	ピリプチカルブ	0.02mg/L			6		6	6
76	ピロキロン	0.05mg/L			6		6	6
77	フィプロニル	0.0005mg/L			6		6	6
78	フェニトロチオン (MEP)	0.01mg/L			6		6	6
79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L			6		6	6
80	フェリムゾン	0.05mg/L			6		6	6
81	フェンチオン (MPP)	0.006mg/L			6		6	6
82	フェントエート (PAP)	0.007mg/L			6		6	6
83	フェントラザミド	0.01mg/L			6		6	6
84	フサライド	0.1mg/L			6		6	6
85	ブタクロール	0.03mg/L			6		6	6

番号	農薬類 115 種類 (水質管理目標設定項目 15) の対象農薬リスト	目標値 平成 15 年 10 月 10 日付 厚労省健康局長通知 (健発第 1010004 号)	水質検査計画		浄水場水質管理計画			水源水質 監視計画
			給水栓	浄水場 出口	浄水場 出口	処理 工程	原水	
86	ブタミホス	0.02mg/L			6		6	6
87	ブプロフェジン	0.02mg/L			6		6	6
88	フルアジナム	0.03mg/L			6		6	6
89	ブレチクロール	0.05mg/L			6		6	6
90	プロシミドン	0.09mg/L			6		6	6
91	プロチオホス	0.007mg/L			6		6	4
92	プロピコナゾール	0.05mg/L			6		6	6
93	プロピザミド	0.05mg/L			6		6	6
94	プロパナゾール	0.03mg/L			6		6	6
95	プロモブチド	0.1mg/L			6		6	6
96	ベノミル	0.02mg/L			6		6	6
97	ベンシクロン	0.1mg/L			6		6	6
98	ベンゾピシクロン	0.09mg/L			6		6	6
99	ベンゾフェナップ	0.005mg/L			6		6	6
100	ベンタゾン	0.2mg/L			6		6	6
101	ベンディメタリン	0.3mg/L			6		6	6
102	ベンフラカルブ	0.02mg/L			6		6	6
103	ベンフルラリン (バスロジン)	0.01mg/L			6		6	6
104	ベンフレゼート	0.07mg/L			6		6	6
105	ホスチアゼート	0.005mg/L			6		6	6
106	マラソン (マラチオン)	0.7mg/L			6		6	6
107	メコプロップ (MCP)	0.05mg/L			6		6	6
108	メソミル	0.03mg/L			6		6	6
109	メタラキシル	0.2mg/L			6		6	6
110	メチダチオン (DMTP)	0.004mg/L			6		6	6
111	メトミノストロピン	0.04mg/L			6		6	6
112	メトリブジン	0.03mg/L			6		6	6
113	メフェナセット	0.02mg/L			6		6	6
114	メプロニル	0.1mg/L			6		6	6
115	モリネート	0.005mg/L			6		6	6

注1： ヘリウムガスの入手状況等により測定項目及び回数を見直す場合があります。

注2： *印のジチオカルバメート系農薬には、チウラム、ポリカーバメート、マンゼブ（マンコゼブ）、マンネブ、ジラム、ジネブ及びプロピネブが含まれます。

(3) その他の水質項目

その他の水質項目の、採水場所と年間測定回数は表2のとおりです。

表2 その他の水質項目の年間測定回数

番号	その他水質項目	目標値等	水質検査計画		浄水場水質管理計画			水源水質 監視計画
			給水栓	浄水場 出口	浄水場 出口	処理 工程	原水	
1	水温				241	241	241	12
2	電気伝導率				241	241	241	12
3	浮遊物質						4	12
4	総アルカリ度				12		241	4
5	溶存酸素						12	12
6	溶存酸素飽和百分率						12	
7	BOD						12	12
8	紫外線吸光度 (UV260)				241	52	241	12
9	蛍光強度				241	52	241	12

番号	その他水質項目	目標値等	水質検査計画		浄水場水質管理計画			水源水質監視計画
			給水栓	浄水場出口	浄水場出口	処理工程	原水	
10	アンモニア態窒素				12	241*	241	12
11	硝酸態窒素				12		12	12
12	マンガンイオン						52	
13	硫酸イオン				12		12	4
14	カリウム				4		4	
15	カルシウム硬度				4		4	
16	マグネシウム硬度				4		4	
17	生物				12	12*	12	
18	クリプトスポリジウム・ジアルジア						6	
19	放射性物質				12		12	
20	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L 以下			1		1	
21	大腸菌群						12	
22	溶解性有機炭素 (DOC)					52**	241	12
23	全窒素							12
24	臭化物イオン							12
25	トリハロメタン生成能							6
26	クロム及びその化合物							6
27	リン酸イオン							12
28	全リン							12
29	クロロフィル a							12
30	生物 プランクトン							12
31	生物 ビコプランクトン							12
32	透明度							12
33	嫌気性芽胞菌						6	

注1： ヘリウムガスの入手状況等により測定項目及び回数を見直す場合があります。

注2： *印の数値は、処理工程の一部である粒状活性炭吸着水の測定回数を示します。**印の数値は、処理工程の一部である沈殿池処理水の測定回数を示します。

8. 施行日

令和8年4月1日

水質管理計画に対するご意見・ご質問先

水道局工務部水質管理研究センター

〒533-0024 大阪市東淀川区柴島 1-3-14

TEL 06-6815-2365

FAX 06-6320-3259

E-mail suisitu@suido.city.osaka.lg.jp

第1編 水質検査計画

1. 目的

大阪市域全域に給水される水道水が水道法第4条に基づく水質基準を満たし、もって水道水が安全で良質であることを確認します。

2. 基本方針

(1) 毎日検査

- ・ ここでいう検査とは、水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果について毎日行うものです。
- ・ 検査のための水は、大阪市内の配水区域毎に配置する水質遠隔監視装置に供する水とします。
- ・ 検査は、水質遠隔監視装置内に設置する濁色度計及び残留塩素計を用いて行います。
- ・ 検査結果の評価は、色及び濁りについては色度及び濁度が水質基準値を超えていないか、消毒の残留効果は遊離残留塩素濃度が水道法施行規則第17条第1項第3号に定める濃度を下回っていないかを確認することにより行います。
- ・ 検査結果の公表は、水質基準に関する検査の結果と合わせて速やかに行います。
- ・ 毎日検査に関する検査の見直しは、毎年、前年度の検査結果に基づき、水質基準に関する検査の見直しと合わせて行います。

(2) 水質基準に関する検査

- ・ ここでいう検査とは、水道法施行規則第15条第1項第1号ロに基づき、水質基準について行うものです。
- ・ 検査のための水は、大阪市内の給水栓に供する水を原則とする。ただし、配・給水過程で濃度が上昇しない項目は浄水場出口とします。
- ・ 給水栓における採水の場所は、配水系統毎に水道水が水質基準に適合しているかどうか判断できる地点を選択します。
- ・ 項目は水質基準項目の他、水道水の評価及び配・給水システムに関連する項目とします。
- ・ 検査結果の評価は、水質基準項目については水質基準値を超えていないか、配・給システムに関連する項目は適切にシステムが運用されているかどうかを確認することにより行います。
- ・ 検査結果の公表は、毎日検査の結果と合わせて速やかに行います。検査の回数は、過去3年間の検査結果を参考に定めます。
- ・ 水質基準に関する検査の見直しは、年度毎に、毎日検査に関する検査の見直しと合わせて行います。

3. 検査項目

(1) 毎日検査

検査項目は、色及び濁り並びに消毒の残留効果の3項目です。

(2) 水質基準に関する検査

- ・ 検査項目は、水質基準 52 項目に加えて、水質管理目標設定項目 26 項目のうち、浄水場出口以降の配・給水システムにおいて水質管理が必要となる 5 項目を合わせた 57 項目とします。
- ・ 表 2-1 に給水栓で検査を実施する 34 項目、表2-2に浄水場出口で検査を実施する 18 項目、表2-3 に水質管理目標設定項目のうち給水栓で検査を実施する 5 項目を示します。

表2-1 給水栓で検査を実施する水質基準項目及びその基準値

番号	項目	基準値
基 01	一般細菌	100 個/mL 以下
基 02	大腸菌	検出されないこと
基 06	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下
基 08	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下
基 09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下
基 22	塩素酸	0.6mg/L 以下
基 23	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下
基 24	クロロホルム	0.06mg/L 以下
基 25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
基 26	ジブromokロロメタン	0.1mg/L 以下
基 27	臭素酸	0.01mg/L 以下
基 28	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
基 29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
基 30	ブromोजクロロメタン	0.03mg/L 以下
基 31	ブromホルム	0.09mg/L 以下
基 32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
基 33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下
基 34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下
基 35	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下
基 36	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下
基 37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下

番号	項目	基準値
基 38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下
基 39	塩化物イオン	200mg/L 以下
基 40	ジエオスミン	0.00001mg/L 以下
基 41	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
基 42	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下
基 43	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
基 44	味	異常でないこと
基 45	臭気	異常でないこと
基 46	色度	5 度以下
基 47	濁度	2 度以下

表2-2 浄水場出口で実施する水質基準項目及びその基準値

番号	項目	基準値
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下
基 04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下
基 05	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
基 20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）	合算値として 0.00005mg/L 以下
基 21	ベンゼン	0.01mg/L 以下
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下
基 40	蒸発残留物	500mg/L 以下
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
基 45	フェノール類	0.005mg/L 以下

表2-3 給水栓で実施する水質管理目標設定項目とその目標値

番号	項目	目標値
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下（暫定）
目 14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下（暫定）
目 16	残留塩素	1mg/L 以下
目 28	従属栄養細菌	2000 個/mL 以下(暫定)

4. 検査回数

(1) 毎日検査

検査は、水質遠隔監視装置内に設置している自動連続水質計器を用いて 24 時間連続して行います。色及び濁りについては水質基準値を超えていないか、消毒の残留効果は遊離残留塩素濃度が水道法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号に定める濃度（0.1 mg/L 以上）を下回っていないかを毎日確認します。

なお、水質遠隔監視装置は配水系統毎に計 39 カ所に設置しています。

(2) 水質基準に関する検査

- ・ 検査回数は、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 3 号に基づき定めます。
- ・ 水道法施行規則第 15 条第 3 号イに定める項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度）については月 1 回とします。
- ・ その他の項目については、施行規則第 15 条第 1 項第 3 号ロ及びハ並びに第 4 号の定めを満たす回数を次のように定めます。
 - － 原水水質の変動はあるが、その濃度の変化が過去 3 年間の検査結果により十分確認されている項目については 2 箇月に 1 回とします。
 - － 浄水処理の過程で生成するもので、給水栓での水質の変動はあるが、その生成のパターンが過去 3 年間の検査結果により十分確認されている項目は 2 箇月に 1 回とします。
 - － 原水水質あるいは浄水処理の過程で水質の変動のないことを過去 3 年間の検査結果により十分確認されている項目は 3 箇月に 1 回とします。
- ・ 検査回数は、過去 3 年間の検査結果を参考にして定めます。
- ・ 項目毎の検査回数の設定根拠を表2-4に示します。水質管理目標設定項目については、水質基準項目の定めに応じて検査回数を設定します。

表2-4 水質基準項目に関する検査回数の根拠

	番号	項目	回数	根拠
給 水 栓 で 実 施 す る 項 目	基 01	一般細菌	月 1 回	施行規則第 15 条第 1 項第 3 号イ
	基 02	大腸菌		
	基 06	鉛及びその化合物	3 箇月に 1 回	給水栓での水質変動がないため
	基 08	六価クロム化合物		
	基 09	亜硝酸態窒素	月 1 回	原水での水質変動があるため
	基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3 箇月に 1 回	給水栓での水質変動がないため
	基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	月 1 回	原水での水質変動があるため
	基 12	フッ素及びその化合物		
	基 22	塩素酸	月 1 回	給水栓での水質変動があるため
	基 23	クロロ酢酸	2 箇月に 1 回	給水栓での水質変動はあるが、その生成パターンが予測できるため
	基 24	クロロホルム		
	基 25	ジクロロ酢酸		
	基 26	ジブロモクロロメタン		
	基 27	臭素酸	月 1 回	給水栓での水質の変動があるため
	基 28	総トリハロメタン	2 箇月に 1 回	給水栓での水質変動はあるが、その生成パターンが予測できるため
	基 29	トリクロロ酢酸		
	基 30	ブロモジクロロメタン		
	基 31	ブロモホルム		
	基 32	ホルムアルデヒド		
	基 33	亜鉛及びその化合物	3 箇月に 1 回	給水栓での水質の変動がないため
	基 34	アルミニウム及びその化合物		
	基 35	鉄及びその化合物		
	基 36	銅及びその化合物		
	基 37	ナトリウム及びその化合物		
	基 38	マンガン及びその化合物		
	基 39	塩化物イオン	月 1 回	施行規則第 15 条第 1 項第 3 号イ
	基 43	ジオスミン	月 1 回 (発生時期)	原水での水質変動があるため
	基 44	2-メチルイソボルネオール		
	基 47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	月 1 回	施行規則第 15 条第 1 項第 3 号イ
	基 48	pH 値		
	基 49	味		
	基 50	臭気		
基 51	色度			
基 52	濁度			

	番号	項目	回数	根拠
浄水場出口で実施する項目	基 03	カドミウム及びその化合物	3箇月に1回	原水及び給水栓での水質変動がないため
	基 04	水銀及びその化合物		
	基 05	セレン及びその化合物		
	基 07	ヒ素及びその化合物		
	基 13	ホウ素及びその化合物		
	基 14	四塩化炭素	2箇月に1回	原水での水質変動はないが、データ集積のため
	基 15	1,4-ジオキサソ		
	基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		
	基 17	ジクロロメタン		
	基 18	テトラクロロエチレン		
	基 19	トリクロロエチレン	3箇月に1回	原水及び給水栓での水質変動がないため
	基 20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）		
	基 21	ベンゼン	2箇月に1回	原水での水質変動はないが、データの集積のため
	基 40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	3箇月に1回	原水及び給水栓での水質変動がないため
	基 41	蒸発残留物		
	基 42	陰イオン界面活性剤		
基 45	非イオン界面活性剤			
基 46	フェノール類			

5. 採水場所

(1) 毎日検査

検査に供する水の場所は、大阪市内の配水系統毎に設置されている水質遠隔監視装置とします。表2-5及び図2-1にその場所を示します。

表2-5 毎日検査のための採水場所

番号	局名	住所	配水系統
1	南港中	住之江区南港中 6	巽
2	築港	港区築港 1	大淀
3	都島本通	都島区都島本通 4	柴島
4	春日出北	此花区春日出北 1	柴島
5	大今里西	東成区大今里西 1	城東

番号	局名	住所	配水系統
6	野里	西淀川区野里 2	柴島
7	瓜破東	平野区瓜破東 4	巽
8	南堀江	西区南堀江 4	大淀
9	南恩加島	大正区南恩加島 3	大淀
10	大宮	旭区大宮 4	柴島
11	墨江	住吉区墨江 2	巽
12	小松	東淀川区小松 3	柴島
13	勝山南	生野区勝山南 4	巽
14	敷津東	浪速区敷津東 3	城東
15	大開	福島区大開 2	柴島
16	新高	淀川区新高 1	柴島
17	北加賀屋	住之江区北加賀屋 2	大淀
18	梅南	西成区梅南 3	大淀
19	大手前 (配)	中央区大阪城 3 (大手前配水場)	柴島
20	巽 (配)	生野区巽東 4 (巽配水場)	巽
21	住吉 (配)	阿倍野区播磨町 2 (住吉配水場)	大淀
22	大淀 (配)	北区大淀北 1 (大淀配水場)	大淀
23	住之江 (配)	住之江区新北島 1 (住之江配水場)	巽
24	城東 (配)	鶴見区諸口 6 (城東配水場)	城東
25	舞洲	此花区北港緑地 2	柴島
26	農人橋	中央区農人橋 1	柴島
27	大道	天王寺区大道 1	城東
28	鶴見	鶴見区鶴見 4	城東
29	晴明通	阿倍野区橋本町 7	大淀
30	放出西	城東区放出西 2	城東
31	九条南	西区九条南 4	大淀
32	中島	西淀川区中島 1	柴島
33	平野西	平野区平野西 1	巽
34	長居 (配)	東住吉区长居公園 1 (長居配水場)	巽
35	咲洲 (配)	住之江区南港中 3 (咲洲配水場)	巽
36	泉尾 (配)	大正区泉尾 4 (泉尾配水場)	大淀
37	大淀北	北区大淀北 1	柴島
38	舞洲 (給)	此花区北港白津 2 (舞洲給水塔)	柴島
39	夢洲	此花区夢洲東 1	柴島

番号	住所	配水系統
8	大正区鶴町 1	大淀
9	此花区北港緑地 2	柴島
10	住吉区清水丘 2	巽
11	平野区平野西 1	巽
12	平野区瓜破東 4	巽
13	住之江区南港中 6	巽
14	阿倍野区播磨町 1	大淀
15	西区九条 2	大淀
16	西成区南津守 7	大淀
17	港区海岸通 1	大淀
18	東成区大今里西 1	城東
19	中央区日本橋 2	城東
20	天王寺区寺田町 1	城東
21	北区西天満 5	柴島

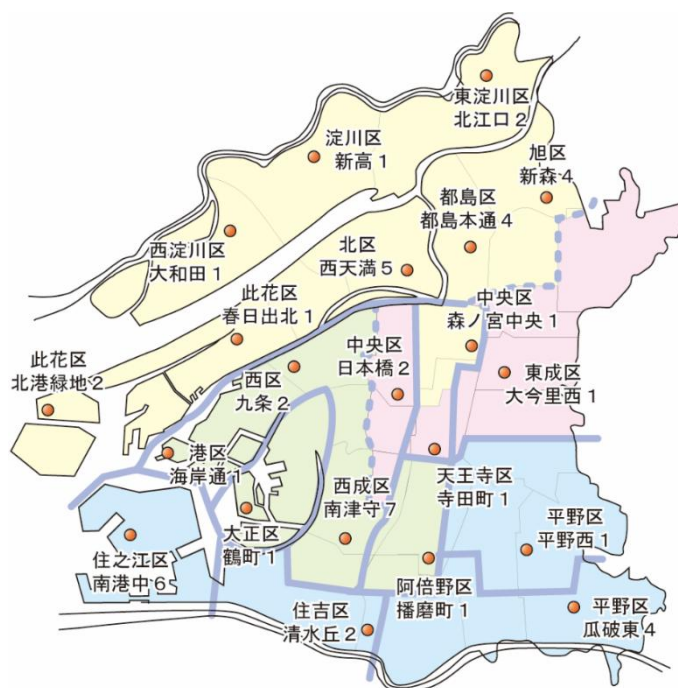


図2-2 水質基準に関する検査のための採水場所

6. 検査方法

(1) 毎日検査

- ・ 色及び濁りについては、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）」に基づき検査します。
- ・ 消毒の残留効果については、「水道法施行規則第 17 条第 2 項に規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号）」に基づき検査します。

(2) 水質基準に関する検査

- ・ 水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）」に基づき検査します。
- ・ 水質管理目標設定項目については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号）」において示された検査方法に基づきます。

7. 臨時の水質検査

ここでいう臨時の水質検査とは、水道法施行規則第 15 条第 2 項に基づき行うものです。

下記に示す水質異常が発生し、給水栓の水質への影響が予想され、また水質基準に適合しないおそれがある場合においては、当該の水質基準項目について臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水区域およびその周辺に消化器系感染症が流行しているとき
- ・ 浄水過程に異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき
- ・ その他必要があると認めるとき

なお、水道法施行規則第 15 条第 2 項第 3 号に規定された検査項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度）は常に検査します。

8. 検査の実施

毎日検査及び水質基準に関する検査については、すべて自己検査で行います。

9. 検査の結果の評価と公表

- ・ 毎日検査及び水質基準に関する検査の結果については、衛生上の措置に係る残留塩素濃度及び水質基準値と比較して、その評価を行います。
- ・ 毎日検査及び水質基準に関する検査の結果及び評価の公表は、大阪市水道局のホームページ等を用いて、概ね1箇月に1回行います。
- ・ 臨時の水質検査の結果は、速やかに公表を行います。
- ・ 検査の結果は、次年度の水質検査計画に反映させます。

第2編 浄水場水質管理計画

1. 目的

本計画は浄水場において浄水処理された水道水の安全性を確認するとともに、浄水処理の各工程における処理が必要な処理効果・効率を維持していることを確認し、もって処理効果・効率の長期的な改善に寄与することを目的とします。

2. 基本方針

- ・ 本計画では、浄水場における水質試験計画を総合的に定めます。
- ・ 本計画で対象とする水質項目は、本計画の目的を達成するために必要な項目とし、項目ごとに採水地点、試験頻度を定めます。
- ・ 本計画は過去の結果を総合的に踏まえ、随時見直します。

3. 浄水場水質管理計画における試験項目等

本計画は、浄水処理の各工程の水質評価を目的とする水質試験（浄水処理性評価）及び浄水場から配水場に送水される直前の浄水場出口の浄水（水道水）の水質が水道法に基づく水質基準に適合しているかどうかの検査で構成されることから、水質基準項目、水質管理目標設定項目及びその他項目を測定対象とします。採水時には、採水時刻、気温、水温、特記事項等を記録します。

(1) 採水地点

浄水場における浄水処理が適正に行われているかどうかを判断できる場所を選定します。浄水場の主な採水地点を図3-1及び表3-1に示します。

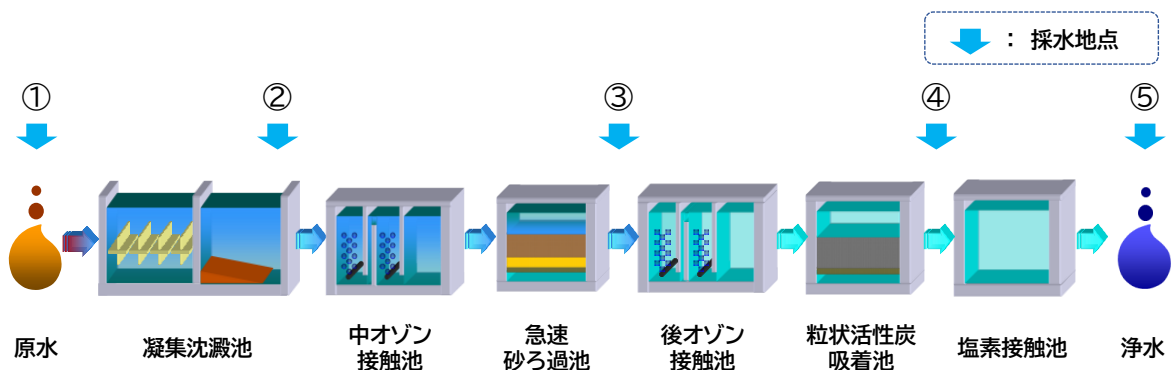


図3-1 浄水水質管理のための採水地点

表3-1 採水地点と試験目的

地点	場所	試験目的	備考
①	沈砂池、着水井または接合井（原水）	原水水質の確認	<ul style="list-style-type: none"> 定められた地点で採水する。 採水に当たり、魚浮上等の異常のないことを確認する。
②	凝集沈澱池出口	凝集沈澱処理効果の確認	<ul style="list-style-type: none"> 系統毎に稼動沈澱池を順に採水する。 採水に当たり、処理水の透明性、フロックのキャリアオーバー等、異常のないことを確認する。
③	急速砂ろ過池出口	中オゾン処理及び急速砂ろ過処理効果の確認	<ul style="list-style-type: none"> 系統毎に採水する。 採水に当たり、砂等の異物がないことを確認する。
④	粒状活性炭吸着池出口	後オゾン処理及び粒状活性炭処理効果の確認	<ul style="list-style-type: none"> 系統毎に採水する。 採水に当たり、活性炭等の異物がないことを確認する。
⑤	浄水場出口	<ul style="list-style-type: none"> 残留塩素の有無及び水道水の安全性確認 総合的な浄水処理効果・効率の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 系統毎に採水する。 臭気、味に異常がないことを確認する。 採水に当たり、活性炭等の異物がないことを確認する。

(2) 水質試験項目

各項目の過去の試験結果を踏まえて、今年度の試験項目及び試験目的を表 3-2 に示します。本計画の試験項目のうち、水質基準項目、水質管理目標設定項目以外のその他項目については、さらに浄水場での浄水処理が適正に行われているかどうかを判断できる項目として「浄水場水質管理項目」、原水水質を把握するための項目として「原水項目」及び「その他項目」に分類しています。

水質管理目標設定項目にある「農薬類」については、水源流域の土地利用状況やこれまでの実態調査結果に基づき、水源に影響の可能性のある農薬を選定しています。農薬類は測定対象数が多いことから、多種類の農薬を一斉に測定する分析方法を開発し効率的な測定体制を整備しています。なお、評価は総農薬方式*を採用しています。

総農薬方式

農薬類は検出指標値 DI として評価するものとし、測定する農薬毎に定められている目標値と実際の測定値の比を農薬毎に算出し、それらの総和として次式により求められます。検出指標値 1 以下であることが必要となっています。

$$\text{農薬類の検出指標値 DI} = \sum \{ (\text{個々の農薬の検出値}) / (\text{個々の農薬の目標値}) \}$$

表3-2 測定項目及び試験目的

<分類凡例> 基準：水質基準項目、目標：水質管理目標設定項目
 管理：浄水場水質管理項目、原水：原水項目、その他：その他項目

水質項目	分類	摘要（共：水質検査計画と共通）
一般細菌	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水の消毒効果の確認
大腸菌	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水の消毒効果の確認
大腸菌群	原水	・ 原水水質の確認
カドミウム及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
水銀及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
セレン及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
鉛及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
ヒ素及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
六価クロム化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
亜硝酸態窒素	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
シアン化物イオン及び塩化シアン	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
フッ素及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
ホウ素及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
四塩化炭素	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
1,4-ジオキサン	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
ジクロロメタン	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
テトラクロロエチレン	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
トリクロロエチレン	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）

水質項目	分類	摘要（共：水質検査計画と共通）
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸） （別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸 （別名 PFOA）	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
ベンゼン	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
塩素酸	基準	・ 浄水水質の確認
クロロ酢酸	基準	・ 浄水水質の確認
クロロホルム	基準	・ 浄水水質の確認
ジクロロ酢酸	基準	・ 浄水水質の確認
ジブロモクロロメタン	基準	・ 浄水水質の確認
臭素酸	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
総トリハロメタン	基準	・ 浄水水質の確認
トリクロロ酢酸	基準	・ 浄水水質の確認
ブロモジクロロメタン	基準	・ 浄水水質の確認
ブロモホルム	基準	・ 浄水水質の確認
ホルムアルデヒド	基準	・ 浄水水質の確認
亜鉛及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
アルミニウム及びその化合物	基準 目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
鉄及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
銅及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
ナトリウム及びその化合物	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
マンガン及びその化合物	基準 目標	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認 ・ 浄水水質の確認
塩化物イオン	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準 目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
カルシウム硬度	その他	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
マグネシウム硬度	その他	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
蒸発残留物	基準 目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
陰イオン界面活性剤	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
ジオスミン	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
2-メチルイソボルネオール	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認

水質項目	分類	摘要（共：水質検査計画と共通）
非イオン界面活性剤	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
フェノール類	基準	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認（共）
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	基準	・ 各工程の処理効果の確認 ・ 浄水水質の確認
pH 値	基準 目標 管理	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認 ・ 浄水水質の確認
味	基準	・ 浄水水質の確認
臭気	基準	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認 ・ 浄水水質の確認
色度	基準	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認 ・ 浄水水質の確認
濁度	基準 目標 管理	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認 ・ 浄水水質の確認
アンチモン及びその化合物	目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
ウラン及びその化合物	目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
ニッケル及びその化合物	目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
1,2-ジクロロエタン	目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
トルエン	目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	目標	・ 浄水水質の確認
ジクロロアセトニトリル	目標	・ 浄水水質の確認
抱水クロラール	目標	・ 浄水水質の確認
農薬類	目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
残留塩素	目標	・ 消毒の残留効果の確認
遊離炭酸	目標	・ 浄水水質の確認
1,1,1-トリクロロエタン	目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）	目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	目標	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認 ・ 浄水水質の確認
臭気強度（TON）	目標	・ 浄水水質の確認
腐食性（ランゲリア指数）	目標	・ 浄水水質の確認
従属栄養細菌	目標	・ 浄水水質の確認

水質項目	分類	摘要（共：水質検査計画と共通）
1,1-ジクロロエチレン	目標	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
水温	その他	
総アルカリ度	管理	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
溶存酸素	原水	・ 原水水質の確認
溶存酸素飽和百分率	原水	・ 原水水質の確認
生物化学的酸素要求量（BOD）	原水	・ 原水水質の確認
紫外線吸光度（UV260）	管理	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認 ・ 浄水水質の確認
蛍光強度	管理	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認 ・ 浄水水質の確認
溶解性有機炭素	管理	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認
マンガンイオン	管理	・ 原水水質の確認
アンモニア態窒素	管理	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認 ・ 浄水水質の確認
硝酸態窒素	その他	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
硫酸イオン	管理	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
カリウム及びその化合物	その他	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
浮遊物質	原水	・ 原水水質の確認
電気伝導率	管理	・ 原水水質の確認 ・ 各工程水質の確認 ・ 浄水水質の確認
ポリ塩化ビフェニル（PCBs）	その他	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
放射性物質	その他	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認
クリプトスポリジウム・ジアルジア	その他	・ 原水水質の確認
嫌気性芽胞菌	その他	・ 原水水質の確認
生物	管理	・ 原水水質の確認 ・ 各工程の処理効果の確認 ・ 生物障害の確認
ダイオキシン類	その他	・ 原水水質の確認 ・ 浄水水質の確認

(3) 試験方法

本計画の試験項目の試験方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）」に規定する方法（告示法）、上水試験方法あるいは、これらに準じた方法から適切なものを選択するものとします。ただし、浄水（浄水場出口）の試験の一部は、水質検査計画の浄水場出口の検査を兼ねるため、これらに該当する項目の試験方法は告示法とします。

(4) 水質試験頻度

各項目の試験頻度は、表3-3に示すとおりです。

表3-3 各項目の試験頻度

	原水	凝集沈澱池	急速砂ろ過池	粒状活性炭吸着池	浄水場出口
水温	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
濁度	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
色度	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
pH 値	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
電気伝導率	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
臭気	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
過マンガン酸消費量	毎日	月 1 回	月 1 回	月 1 回	毎日
アンモニア態窒素	毎日	月 1 回	月 1 回	毎日	月 1 回
紫外線吸光度	毎日	週 1 回	週 1 回	週 1 回	毎日
蛍光強度	毎日	週 1 回	週 1 回	週 1 回	毎日
総アルカリ度	毎日	－	－	－	月 1 回
溶解性有機炭素	毎日	週 1 回	－	－	－
マンガン及びその化合物	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回
マンガンイオン	週 1 回	－	－	－	－
一般細菌	月 1 回	－	－	－	週 1 回
大腸菌	月 1 回	－	－	－	週 1 回
大腸菌群	月 1 回	－	－	－	－
生物	月 1 回	－	－	月 1 回	月 1 回
硝酸態窒素	月 1 回	－	－	－	月 1 回
亜硝酸態窒素	月 1 回	－	－	－	月 1 回
フッ素及びその化合物	月 1 回	－	－	－	月 1 回
臭素酸	月 1 回	－	－	－	月 1 回
塩化物イオン	月 1 回	－	－	－	月 1 回

	原水	凝集沈澱池	急速砂ろ過池	粒状活性炭吸着池	浄水場出口
硫酸イオン	月1回	-	-	-	月1回
ジオスミン（発生時期）	月1回	-	-	-	月1回
2-メチルイソボルネオール（発生時期）	月1回	-	-	-	月1回
放射性物質	月1回	-	-	-	月1回
溶存酸素	月1回	-	-	-	-
溶存酸素飽和百分率	月1回	-	-	-	-
生物化学的酸素要求量（BOD）	月1回	-	-	-	-
四塩化炭素	年6回	-	-	-	年6回
1,4-ジオキサン	年6回	-	-	-	年6回
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年6回	-	-	-	年6回
ジクロロメタン	年6回	-	-	-	年6回
テトラクロロエチレン	年6回	-	-	-	年6回
トリクロロエチレン	年6回	-	-	-	年6回
ベンゼン	年6回	-	-	-	年6回
1,2-ジクロロエタン	年6回	-	-	-	年6回
トルエン	年6回	-	-	-	年6回
1,1,1-トリクロロエタン	年6回	-	-	-	年6回
メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）	年6回	-	-	-	年6回
1,1-ジクロロエチレン	年6回	-	-	-	年6回
農薬類（115成分）	年6回	-	-	-	年6回
クリプトスポリジウム・ジアルジア	年6回	-	-	-	-
嫌気性芽胞菌	年6回	-	-	-	-
アルミニウム及びその化合物	年4回	-	-	-	月1回
カドミウム及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
水銀及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
セレン及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
鉛及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
ヒ素及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
六価クロム化合物	年4回	-	-	-	年4回
ホウ素及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
亜鉛及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
鉄及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回

	原水	凝集沈澱池	急速砂ろ過池	粒状活性炭吸着池	浄水場出口
銅及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
ナトリウム及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
アンチモン及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
ウラン及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
ニッケル及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
カリウム及びその化合物	年4回	-	-	-	年4回
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年4回	-	-	-	年4回
カルシウム硬度	年4回	-	-	-	年4回
マグネシウム硬度	年4回	-	-	-	年4回
蒸発残留物	年4回	-	-	-	年4回
陰イオン界面活性剤	年4回	-	-	-	年4回
非イオン界面活性剤	年4回	-	-	-	年4回
フェノール類	年4回	-	-	-	年4回
シアン化物イオン及び塩化シアン	年4回	-	-	-	年4回
PFOS 及び PFOA	年4回	-	-	-	年4回
浮遊物質	年4回	-	-	-	-
PCBs	年1回	-	-	-	年1回
ダイオキシン類	年1回	-	-	-	年1回
全有機炭素 (TOC) の量	-	-	週1回	週1回	毎日
味	-	-	-	-	毎日
残留塩素	-	-	-	-	毎日
塩素酸	-	-	-	-	月1回
臭気強度 (TON)	-	-	-	-	月1回
従属栄養細菌	-	-	-	-	月1回
クロロ酢酸	-	-	-	-	年6回
ジクロロ酢酸	-	-	-	-	年6回
トリクロロ酢酸	-	-	-	-	年6回
クロロホルム	-	-	-	-	年6回
ジブロモクロロメタン	-	-	-	-	年6回
ブロモジクロロメタン	-	-	-	-	年6回
ブロモホルム	-	-	-	-	年6回
総トリハロメタン	-	-	-	-	年6回
ホルムアルデヒド	-	-	-	-	年6回

	原水	凝集沈澱池	急速砂ろ過池	粒状活性炭吸着池	浄水場出口
ジクロロアセトニトリル	－	－	－	－	年 6 回
抱水クロラール	－	－	－	－	年 6 回
腐食性（ランゲリア指数）	－	－	－	－	年 4 回
遊離炭酸	－	－	－	－	年 4 回
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	－	－	－	－	年 1 回

※ 試験頻度の毎日は、休日を除く。

※ 放射性物質、PCBs 及びダイオキシン類は柴島系のみ測定します。

※ 生物の試験頻度は月 1 回とします。しかし、高水温期においては線虫・ワムシ等の後生動物が繁殖するため、6 月～9 月においては、粒状活性炭吸着池の試験頻度を週 1 回に高めます。

※ 臭素酸はオゾン処理副生成物であり、試験頻度は月 1 回とします。しかし、高水温期においては、臭素酸生成量が増加するため、6 月～9 月においては、試験頻度を週 1 回に高めます。

4. 試験結果の評価

原水から浄水までの処理工程において、通常認められない挙動（各処理による増減）を示した場合、状況により再試験あるいは再採水後の再試験を行い直ちに原因を追求します。異常が認められた場合は、その結果を速やかに浄水処理に反映します。

5. 臨時の水質試験

水源において汚染事故が発生したとき、原水が大雨等より高濁度になったとき、異常濁水になったときあるいは浄水処理工程で水質に異常が認められたときは、臨時の水質試験を実施し、速やかに浄水処理に反映します。

6. 試験結果の浄水処理への反映

本計画や水質管理計画の水質試験で得られた結果は、適宜データ解析等を行い浄水処理の適正化に役立てます。

7. 結果の公表

測定結果をとりまとめて、その概要を毎年「大阪市水道局水質管理研究センター調査研究ならびに試験成績」にて公表します。

第3編 水源水質監視計画

1. 目的

本計画は水道水の安全性を確保するため、水源の水質を監視し、原水の現況を把握するとともに、将来における水源及び原水水質の予測に寄与することを目的とします。

2. 基本方針

- ・ 本計画は水源の水質監視計画を総合的に定めます。
- ・ 本計画の対象は、琵琶湖調査※、淀川本川調査※、淀川支川調査※及び事業所排水調査とします。
※ 淀川水質協議会の共同監視により実施
- ・ 本計画は過去の結果を総合的に踏まえて、随時見直します。

【淀川水質協議会の共同監視体制について】

淀川水質協議会では、下記のグループによる機動的かつ効率的な共同監視しています。

グループ編成

東グループ：大阪広域水道企業団、枚方市上下水道局

中グループ：大阪市水道局、守口市水道局、吹田市水道部

西グループ：阪神水道企業団、尼崎市公営企業局、西宮市上下水道局、伊丹市上下水道局

3. 水源水質監視計画における調査地点

- ・ 全調査地点を図4-1に示します。
- ・ 採水時には、採水時刻・気温・水温に加えて、流況、浮遊物の有無等を確認します。



凡 例

- 水源調査地点
- △ 事業所排水調査地点
- 浄水場

水 源

[琵琶湖]

- ① 三井寺沖中央
- ② 唐崎沖
- ③ 三井寺沖
- ④ 山田港沖
- ⑤ 瀬田川大橋

[淀川本川]

- ⑤ 瀬田川大橋
- ⑥ 木津川御幸橋 (木津川)
- ⑦ 宇治川御幸橋 (宇治川)
- ⑧ 宮前橋 (桂川)
- ⑨ 枚方大橋左岸
- ⑩ 枚方大橋右岸
- ⑪ 鳥飼大橋左岸
- ⑫ 鳥飼大橋右岸

[淀川支川]

- ⑬ 穂谷川
- ⑭ 黒田川
- ⑮ 天野川
- ⑯ 安居川
- ⑰ 芥川

事業所排水

[下水処理場放流水]

- △① 石田水環境保全センター
- △② 伏見水環境保全センター
- △③ 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
- △④ 鳥羽水環境保全センター (桂川)
- △⑤ 洛西浄化センター
- △⑥ 洛南浄化センター

[工場排水]

- △⑦ ユニチカ宇治工場
- △⑧ 黒川ガイドウ城陽工場

図4-1 水源水質監視計画における全調査地点

4. 水源水質監視計画における監視項目の選定等

(1) 琵琶湖調査

1) 監視項目の選定

富栄養化の進行に伴いかび臭、淡水赤潮及びアオコ等の障害が発生しているため、主に生活環境項目、富栄養化項目及び生物数等について監視を行います。

2) 調査頻度

富栄養化等の現況と経年変化を把握するため、かび臭物質を除く全項目を年 12 回とし、かび臭物質については発生が予測される期間において年 6 回とします。

なお、琵琶湖のかび臭物質については、5 月～10 月の調査を基本としますが、調査期間終了後も発生が継続する場合は収束するまで継続します。

3) 調査地点

主要水源である琵琶湖南湖の水質を把握するため、図4-1に示す三井寺沖中央・唐崎沖・三井寺沖・山田港沖・瀬田川大橋の 5 地点を調査地点とします。

(2) 淀川本川調査

1) 監視項目の選定

下水処理場放流水や工場排水等が流入し、浄水場原水として利用しているため、浄水場原水と同様に水道水質基準項目及び水質管理目標設定項目について監視を行います。ただし、消毒副生成物及びアルミニウム等の浄水処理に起因する項目及びカルシウム硬度等の地質由来で排水等による影響を受けないような項目については測定対象から除外し、環境基準の生活環境項目及び健康影響項目等を主体に監視します。

2) 調査頻度

水質の現況と経年変化を把握するため水質汚濁の指標となるような項目は年 12 回とし、水質変動が少なく濃度の予測が可能な項目は年 6 回とします。また、農薬類は散布時期に合わせて年 6 回行います。

3) 調査地点

淀川への流入河川及び淀川本川の水質を把握するため、図4-1に示す瀬田川大橋・木津川御幸橋・宇治川御幸橋・桂川宮前橋・枚方大橋左岸・枚方大橋右岸・鳥飼大橋左岸・鳥飼大橋右岸の 8 地点を調査地点とします。

(3) 淀川支川調査

1) 監視項目の選定

主に流域の生活排水等が流入しており、淀川本川と同様に水道水質基準項目及び水質管理目標設定項目について監視を行います。ただし、消毒副生成物及びアルミニウム等の浄水処理に起因する項目及びカルシウム硬度等の地質由来で排水等による影響を受けないような項目については測定対象から除外し、環境基準の生活環境項目及び健康影響項目等を主体に監視します。

2) 調査頻度

水質が大幅に改善されており、支川流量も本川流量に占める割合が小さいため、年 6 回とします。なお、農薬類は散布時期に合わせて年 3 回行います。

3) 調査地点

三川合流地点以降の主な支川の水質を把握するため、図4-1に示す淀川左岸側の穂谷川・黒田川・天野川・安居川及び右岸側の芥川の 5 地点について本川合流直前を採水地点とします。

(4) 事業所排水調査

1) 監視項目の選定

淀川本川及び淀川支川への下水処理場放流水及び工場排水について、基本的には水道水質基準項目及び水質管理目標設定項目の監視を行います。消毒副生成物及びアルミニウム等の浄水処理に起因する項目、カルシウム硬度等の地質由来で排水等による影響を受けないような項目及び農薬類は測定対象から除外し、環境基準の生活環境項目及び健康影響項目等を主体に監視します。ただし、消毒副生成物のうち臭素酸については、水源における検出例もあることから監視強化の目的で年 4 回測定を行います。

また、工場排水（2 地点）の総トリハロメタン生成能、総アルカリ度及びかび臭物質については、工場からの負荷量が小さいため測定対象から除外します。

2) 調査頻度

排水の処理性の季節変動を把握するため年 4 回とし、揮発性有機化合物、界面活性剤、フェノール類、総トリハロメタン生成能については年 2 回とします。

3) 調査地点

淀川水系に放流する主な下水処理場放流水及び工場排水の計 8 地点（下水処理場放流水 6 地点、工場排水 2 地点）について調査を行います。調査地点は図4-1のとおりであり、下水処理場放流水については、河川合流直前を採水地点とします。

5. 各水源調査における年間予定、試験項目及び調査頻度

各水源水質調査の年間予定を表4-1に示します。また、各水源水質調査における試験項目のうち、水質基準項目は表4-2に、水質管理目標設定項目は表4-3に、その他項目については表4-4 に調査頻度を示します。

表4-1 各水源水質調査の年間予定

調査担当	琵琶湖	淀川本川	淀川支川
東グループ	6月、9月、12月、1月	5月、8月、11月、2月	7月、9月、1月
中グループ	5月、8月、11月、2月	4月、7月、10月、1月	5月、11月、3月
西グループ	4月、7月、10月、3月	6月、9月、12月、3月	-

※ 琵琶湖調査の東グループは大阪広域水道企業団、西グループは阪神水道企業団のみが担当

※ 淀川支川の中グループは大阪市水道局のみが担当

表4-2 各水源水質調査における水質基準項目の調査頻度

試験項目		年間調査頻度			
		琵琶湖	淀川本川	淀川支川	事業所
基 01	一般細菌	12回	12回	6回	
基 02	大腸菌	12回	12回	6回	4回
基 03	カドミウム及びその化合物		6回	6回	4回
基 04	水銀及びその化合物		6回	6回	4回
基 05	セレン及びその化合物		6回	6回	4回
基 06	鉛及びその化合物		6回	6回	4回
基 07	ヒ素及びその化合物		6回	6回	4回
基 08	六価クロム化合物		6回	6回	4回
基 09	亜硝酸態窒素	12回	12回	6回	4回
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン		6回	6回	4回
基 12	フッ素及びその化合物		6回	6回	4回
基 13	ホウ素及びその化合物		6回	6回	4回
基 14	四塩化炭素		6回	6回	2回
基 15	1,4-ジオキサン		6回	6回	2回
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		6回	6回	2回
基 17	ジクロロメタン		6回	6回	2回
基 18	テトラクロロエチレン		6回	6回	2回
基 19	トリクロロエチレン		6回	6回	2回
基 20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸） （別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン 酸（別名 PFOA）		6回	6回	
基 21	ベンゼン		6回	6回	2回
基 27	臭素酸				4回
基 33	亜鉛及びその化合物		6回	6回	4回
基 35	鉄及びその化合物		6回	6回	4回
基 36	銅及びその化合物		6回	6回	4回

試験項目		年間調査頻度			
		琵琶湖	淀川本川	淀川支川	事業所
基 38	マンガン及びその化合物		6回	6回	4回
基 39	塩化物イオン	12回	12回	6回	4回
基 42	陰イオン界面活性剤		6回	6回	2回
基 43	ジェオスミン	6回 [※]	12回		4回
基 44	2-メチルイソボルネオール	6回 [※]	12回		4回
基 45	非イオン界面活性剤		6回	6回	2回
基 46	フェノール類		6回		2回
基 47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12回	12回	6回	4回
基 48	pH 値	12回	12回	6回	4回
基 50	臭気	12回	12回	6回	4回
基 51	色度	12回	12回	6回	4回
基 52	濁度	12回	12回	6回	4回

※ 琵琶湖調査のジェオスミン、2-メチルイソボルネオールについては、三井寺沖中央を除く。

表4-3 各水源水質調査における水質管理目標設定項目の調査頻度

試験項目		年間調査頻度			
		琵琶湖	淀川本川	淀川支川	事業所
目 01	アンチモン及びその化合物		6回		4回
目 02	ウラン及びその化合物		6回	6回	4回
目 03	ニッケル及びその化合物		6回	6回	4回
目 05	1,2-ジクロロエタン		6回		2回
目 08	トルエン		6回		2回
目 09	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)		6回		
目 15	農薬類		6回	3回	
目 18	マンガン及びその化合物		(6回)	(6回)	(4回)
目 20	1,1,1-トリクロロエタン		6回		2回
目 21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル (MTBE)		6回	6回	2回
目 22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	12回	12回	6回	4回
目 25	濁度	(12回)	(12回)	(6回)	(4回)
目 26	pH 値	(12回)	(12回)	(6回)	(4回)
目 29	1,1-ジクロロエチレン		6回		2回

※ () 内の回数は水質基準項目と重複

表4-4 各水源水質調査におけるその他項目の調査頻度

試験項目		年間調査頻度			
		琵琶湖	淀川本川	淀川支川	事業所
1	水温	12回	12回	6回	4回
2	電気伝導率	12回	12回	6回	4回
3	浮遊物質	12回	12回	6回	4回
4	総アルカリ度				4回
5	溶存酸素	12回	12回	6回	4回
6	生物化学的酸素要求量	12回	12回	6回	4回
7	紫外線吸光度 (UV260)	12回	12回	6回	4回
8	蛍光強度		12回	6回	4回
9	アンモニア態窒素	12回	12回	6回	4回
10	硝酸態窒素	12回	12回	6回	4回
11	硫酸イオン				4回
12	溶解性有機炭素 (DOC)	12回	12回	6回	
13	全窒素	12回	12回	6回	4回
14	臭化物イオン		12回	6回	
15	トリハロメタン生成能		6回		2回
16	クロム及びその化合物		6回	6回	4回
17	リン酸イオン	12回			
18	全リン	12回			
19	クロロフィル a	12回			
20	生物 プランクトン	12回			
21	生物 ピコプランクトン	12回			
22	透明度	12回			

※ 琵琶湖調査の生物 ピコプランクトンは瀬田川のみである。

6. 水源水質事故への対応

(1) 突発的水源水質事故への対応

水源においては、油流出や異臭あるいは魚のへい死といったような水源水質事故が発生する場合があります。このような水源水質事故に関する情報を速やかに把握するために、国土交通省近畿地方整備局を核とした事業者相互の連絡体制を確立しています。

また、他事業者原水でのクリプトスポリジウム等検出、琵琶湖におけるアオコやかび臭発生といったような水源水質情報に関しても、局内及び事業者相互の連絡体制を確立しています。

これら連絡体制の確立により、水源水質事故に関する情報が正確かつ速やかに各事業者へ伝達され、各浄水場における対応に活用されています。

(2) 基準値超過時の対応

淀川水質協議会の共同監視である水源水質調査時において、環境基準及び水質基準の健康に関する項目がその基準値を超過して検出された場合は、水源水質事故の連絡体制に準じて各事業者に情報提供し、再調査や原因解明のための臨時調査等で対応します。

7. 結果の公表

試験した結果をまとめ、その概要を毎年「大阪市水道局水質管理研究センター調査研究ならびに試験成績」において公表します。